

平成31年3月6日
都市整備部

浄化槽使用料の徴収漏れについて

概要

唐津市戸別浄化槽整備事業における第1期PFI事業の実績を取りまとめ中、浄化槽の管理基数と浄化槽使用料を徴収している件数の整合が取れなかったため、浄化槽使用料の徴収漏れがないかについて調査を行った結果、浄化槽を使用されているにもかかわらず浄化槽使用料を徴収していないもの12件が判明しました。

1 調査の方法

今年2月中旬から今年3月上旬にかけて、戸別浄化槽整備事業により唐津市が管理している浄化槽の台帳に登録している浄化槽2,243基の情報と浄化槽使用料を管理する水道システムの情報とを照合して、使用中であるにもかかわらず浄化槽使用料を徴収していない可能性がある浄化槽12基について、書類調査及び現地調査を行いました。

2 調査の結果

調査の結果、浄化槽使用料の徴収漏れの時期、件数及び金額は次のとおりです。

区 分	件数	徴収漏れの浄化槽使用料の額		
		請求予定額 (5年以内)	時効により 徴収できな い額 (5年以上)	合計
平成19年度使用開始	6件	75万円	84万円	159万円
平成21年度使用開始	6件	111万円	90万円	201万円
合 計	12件	186万円	174万円	360万円

3 徴収漏れの原因

使用開始の届出があったにも関わらず、水道システムへの入力漏れにより、使用料が徴収されなかったものです。

4 今後の対応

- (1) 浄化槽の使用が確認されたものについては、今月の水道料金の検針分から、浄化槽使用料のお支払いをお願いします。(3月または4月開始)
- (2) 未徴収となっている過去の浄化槽使用料については、使用開始日に遡り、時効になっていない過去5年以内の使用料についてお支払いをお願いします。

5 再発防止策

- (1) 事務処理ミスを防止するため、浄化槽使用料の徴収確認に係るチェック体制を強化します。
- (2) 浄化槽台帳と水道システムとの照合を定期的を実施します。
- (3) 水道局との連携を強化して、検針時の確認を充実します。

(本件の問い合わせ先)

都市整備部 下水道管理課

担当：増田・川崎

電話：直通 7 2 - 9 1 4 5 (内線 2915)